

笠間市介護予防・日常生活支援総合事業基準緩和型サービス 従事者養成研修実施要領

(目的)

第1条 この要領は、笠間市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年笠間市告示第7号）第18条第1項及び第31条第1項に規定する市長が指定する研修の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において基準緩和型サービスとは、介護予防・日常生活支援総合事業における「ふれあいサポート事業」及び「いきいき通所事業」をいう。

- 2 この要領において従事者とは、基準緩和型サービスに従事する者のうち、管理者及び事務に従事する者以外の者をいう。
- 3 この要領において管理者とは、基準緩和型サービスの事業管理者をいう。

(実施主体)

第3条 本研修の実施主体は笠間市とする。ただし、基準緩和型サービスを実施する事業者で、当該サービスを行う事業所において従事者を雇用する場合においては、当該事業者が実施主体となるものとする。

(管理者の責務)

第4条 管理者は、従事者に対し、サービス提供に必要な知識の習得及び質の向上を図るため、第6条に規定する研修を受講させなければならない。

- 2 管理者は、業務に必要な情報を自ら積極的に収集するとともに自己研鑽に努めなければならない。

(従事者の責務)

第5条 従事者は、第6条に規定する研修を受講しなければならない。

2 従事者は、業務に必要な情報を自ら積極的に収集するとともに自己研鑽に努めなければならない。

(履修科目)

第6条 笠間市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年笠間市告示第7号）第18条第1項及び第31条第1項に規定する市長が指定する研修の内容については、別表のとおりとする。

2 従事者は、前項に規定する研修を、その事業に従事する前までに履修するものとする。

(研修の免除)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、従事者が受講すべき研修科目の全部を履修免除とする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する訪問介護サービス事業所又は通所介護サービス事業所において、介護職員として現に業務に従事している者

(2) 茨城県シルバー人材センター連合会が主催する、介護・生活支援スタッフ講習の課程を修了した者

(3) その他、市長が認める者

(修了証の交付)

第8条 事業者は、第6条に規定する研修を修了した者に対し、研修修了証（様式第1号）を交付するものとする。

(名簿の管理)

第9条 事業者は、研修修了証を交付した者の修了年月日、氏名及び生年月日等を記載した名簿、その他必要書類を適正に管理するものとする。

(その他)

第10条 この要領の実施について必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

別表（第6条関係）

笠間市介護予防・日常生活支援総合事業基準緩和型サービス

従事者養成研修履修科目

科 目	
1	介護保険制度・介護理論
2	高齢者施策
3	ボランティア活動の意義
4	認知症の理解
5	高齢者虐待
6	コミュニケーションの手法、マナー
7	緊急対応（困ったときの対応）
8	介護技術
9	訪問実習オリエンテーション
10	その他事業者が必要と認めること

(留意事項)

※表中4の科目について、認知症サポーター養成講座の修了者は、本科目の受講を不要とする。

※表中9の科目について、いきいき通所事業の研修科目から除く。

様式第1号（第8条関係）

第 号

研修修了証

氏 名

生年月日 年 月 日

あなたは、笠間市介護予防・日常生活支援総合事業基準緩和型サービス従事者養成研修実施要領に規定する、基準緩和型サービス従事者養成研修を修了したことを証します。

年 月 日

事業者名

印